

# 「県単独補助金」に係る監査の結果（概要版）

平成 23 年 3 月 16 日  
広島県 監 査 委 員

## 1 監査の趣旨

補助金は、地方自治法の規定※に基づき、県が公益上必要があると認めた場合に対価なくして交付される給付金であることから、適正かつ公正に執行する必要がある。

このため、県単独補助金について、交付事務の適正な執行を図り、補助事業がより効果的かつ効率的に実施されることを目的として、監査を実施したものである。

※ 地方自治法第 232 条の 2

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

## 2 監査対象とした補助金

平成 21 年度当初予算において 100 万円以上 5,000 万円未満の、県が単独で交付するもの（県が 1/4 以上を出資する法人に対するものは除く）

⇒ 229 補助金のうち、115 補助金を対象 (50.2%)

## 3 監査の実施方法

|      |  |
|------|--|
| 一次調査 | 各対象補助金の所管課に対し、調査票による書面調査を実施（115 補助金）           |
| 二次調査 | 対象補助金すべて、一連の交付手続きに沿って文書等の実査及びヒアリングを実施（115 補助金） |
| 三次調査 | 補助事業者に対する現地調査を実施（12 補助金を抽出）                    |

## 4 3つの視点

**明確化** ⇒ 定めている要綱等が明らかに（分かりやすく）なっているか。

**適正化** ⇒ 定めていることが適正に行われているか。

**標準化** ⇒ 運用における一定の水準が担保できる仕組みとなっているか。

### 補助金の交付事務手続の流れ

交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業実施 ⇒ 実績報告 ⇒ 実績確認 ⇒ 額の確定・交付

ねらい

補助金を交付する側である県の事務に焦点を当てて監査を実施することで、不適切な事務等が事後的に判明することがないように、県において「発生させない、できない」仕組みづくりを構築する。

裏面あり

## 5 監査結果

### (1) 交付決定に関するもの

|             |  |
|-------------|--|
| 監査委員意見のポイント | ①適切な申請期限を明確に規定しているか。<br>(特に年度当初から経費が発生する場合に留意)。<br>②一連の交付手続(申請～審査～交付決定)を、適正かつ迅速に行っているか。<br>③期限や提出物などを要綱等に明記し、補助事業者へ周知徹底をしているか。 |
|-------------|--|

|              |                           |         |
|--------------|---------------------------|---------|
| 交付決定と事業着手    | ○申請期限を過ぎて申請書の提出を受けていたもの   | 3 補助金   |
|              | ○申請期限の設定を誤っていたもの          | 1 補助金   |
|              | ○着手届の提出を受けず、事業着手されていたもの   | 1 補助金   |
|              | ○年度中途の補助事業の開始を想定していなかったもの | 1 補助金   |
| 申請～交付決定までの期間 | 申請から交付決定までに時間を要していたもの     | 1 1 補助金 |

### (2) 補助額の算定に関するもの

|             |  |
|-------------|--|
| 監査委員意見のポイント | ①補助対象経費及び補助額の算定方法について、明確に規定しているか。<br>②補助対象経費について個別判断となる場合は、その結果を明記したものを、補助事業者へ周知しているか。 |
|-------------|--|

|        |                               |         |
|--------|-------------------------------|---------|
| 補助額の算定 | ○確定額の算定に誤りがあったもの              | 1 補助金   |
|        | ○確定額に影響がなかったが、補助額の算定に誤りがあったもの | 8 補助金   |
| 要綱等の規定 | ○補助対象経費の定義が明確でなかったもの          | 1 4 補助金 |

～補助対象経費の規定状況～

- ・経費の詳細を規定しているもの (66 補助金)
- ・経費の性質によるもの (13 補助金)
- ・事業費全体を対象にしているもの (33 補助金)

### (3) 交付の条件(経費の配分又は内容に変更があった場合の対応)に関するもの

|             |   |
|-------------|---|
| 監査委員意見のポイント | ①変更に係る条件(基準)の定義を明確にしているか。<br>②財産取得を想定している場合、取得財産の処分制限や管理方法を、補助事業者へ周知徹底をしているか。 |
|-------------|---|

|             |                                   |       |
|-------------|-----------------------------------|-------|
| 変更手続関係      | ○定められた変更手続が行われていなかったもの            | 2 補助金 |
|             | ○変更手続を行う基準が明確でなく、変更手続が行われていなかったもの | 3 補助金 |
|             | ○弾力的な執行を認めているもの(変更手続なし)           | 2 補助金 |
| 取得財産の処分制限関係 | ○取得財産の処分制限に係る規定等がないもの             | 2 補助金 |

～変更申請に係る基準の規定状況～

- ・経費の配分に係る変更：一定の基準あり (45/56 補助金)
- ・事業内容に係る変更：一定の基準あり (36/90 補助金)

(4-1) 実績確認に関するもの（確認方法）

|             |   |
|-------------|---|
| 監査委員意見のポイント | ①経理審査の実施や現地調査等，必要に応じて，十分な検査を行っているか。<br>②検査に当たっての一定の基準があるか。<br>③最終的な決算額と県への報告額とを確認しているか。 |
|-------------|---|

|      |   |                          |
|------|---|--------------------------|
| 確認方法 | ○実績確認が十分でなかったもの<br>○提出すべき書類の提出を受けていないもの<br>○要綱等と異なった運用が行われていたもの | 38 補助金<br>3 補助金<br>2 補助金 |
|------|---|--------------------------|

|        |  |
|--------|--|
| ～確認方法～ | ・書類審査を実施しているもの (78 補助金)<br>・現地調査を実施しているもの (25 補助金) |
|--------|--|

(4-2) 実績確認に関するもの（検査体制）

|             |   |
|-------------|---|
| 監査委員意見のポイント | ①いつ，誰を検査職員としたかが明確か。<br>②組織内部でけん制機能が働く指定になっているか。<br>③適切な期間で額の確定に係る検査を行っているか。 |
|-------------|---|

|      |  |                                  |
|------|--|----------------------------------|
| 検査体制 | ○検査職員の指定に問題があったもの<br>○検査職員の指定時期が明確でなかったもの<br>○事務担当者で検査職員が同一者であったもの<br>○実績報告から確定までに時間を要していたもの | 5 補助金<br>5 補助金<br>7 補助金<br>2 補助金 |
|------|--|----------------------------------|

(5) 効果測定に関するもの

|             |  |
|-------------|--|
| 監査委員意見のポイント | 目指すべき目的に対して，どのような効果があったかなどの評価基準を設定しているか。 |
|-------------|--|

|      |  |                 |
|------|--|-----------------|
| 効果測定 | ○効果測定を数値化指標によっているもの<br>○数値化指標等を設定しているが改善を要するもの | 17 補助金<br>3 補助金 |
|------|--|-----------------|

6 参考となる取組

(1) 事業の実施途中で実施状況の把握を行っているもの

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 書面による中間報告を義務付けているもの         | 9 補助金 |
| 上記以外の方法で，事業の進捗状況の把握を行っているもの | 4 補助金 |

(2) 補助事業実施後に，その後の成果などの状況把握を行っているもの 3 補助金

(3) 補助事業の申請前に，事業計画の策定・承認を義務付けているもの 9 補助金